

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 11 月 28 日

アクシス I T パートナーズ株式会社

代表取締役 坂本 哲

問合せ先： 取締役 中原 貴之

0857-50-0375

URL： <https://www.t-axis.co.jp/>

証券コード： 351A

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「情熱で未来を変える－人・地域・社会－」というミッションを掲げて、今後も IT 業界における課題の解決及び地域社会問題の解決に貢献していくために、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化による経営の健全性と透明性を確保し、コンプライアンスを重視した経営に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SPC 株式会社 代表取締役 坂本 哲	500, 500	40. 5
坂本 哲	244, 000	19. 7
鹿島建設株式会社 代表取締役社長 天野 裕正	130, 000	10. 5
株式会社 Miya 代表取締役 宮本 徹	115, 000	9. 3
宮本 徹	75, 000	6. 0
山下 香世	47, 500	3. 8
株式会社山陰合同銀行 取締役頭取 山崎 徹	45, 000	3. 6
株式会社翠山 代表取締役 山下 香世	20, 000	1. 6
横田 隆	19, 000	1. 5
株式会社鳥取銀行 代表取締役頭取 入江 到	10, 000	0. 8

支配株主名	坂本 哲
-------	------

親会社名	なし
------	----

補足説明

・SPC 株式会社は、当社代表取締役である坂本哲の資産管理を目的として設立され、同社代表取締役を兼務しております。 ・2025 年 11 月 4 日を基準日とし、11 月 5 日効力発生で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っており、所有株式数については、これを反映しております。
--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 TOKYO PRO Market
決算期	8 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が生じる場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議のうえ、その取引金額の多寡にかかわらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めております。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】 更新

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 宏	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に 関する補足説明	選任の理由
佐藤 宏	—	—	経営者としての豊富な経験により、企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を備えていることから、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく監督・助言等をいただくことを期待し、選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員の人数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、原則として月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査責任者及び監査法人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池原 浩一	公認会計士													
南 健	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関 する補足説明	選任の理由
池原 浩一	—	—	公認会計士および税理士として培われた、会計および 税務、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を有し ております。これらの点から、客観的、専門的な視点 により、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効 率的に遂行することができると判断し、選任しており ます。
南 健	—	—	IP0 コンサルタントとして数十社の上場支援の実績を 有しており、また、金融関係の業務に長年携わってき た経験から、財務・会計および法務に関する高い見識 を有しており、客観的、専門的見地から、取締役会に おいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保 するため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策 の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。 取締役および監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役個別の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各役員の責任範囲の 大きさ、業績及び貢献度等を勘案した上、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会・監査役会の運営に関して、社外取締役・社外監査役が適切な職務遂行が行えるよう総務部・内部監査室が適宜サポートしております。取締役会・監査役会の開催に当たっては、社外取締役・社外監査役に対し、資料の事前配布を行い、重要な議案等に関しては必要に応じて内容説明を行うなど情報提供に努めております

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a) 取締役会 更新

取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会や四半期に1回の決算承認を主目的とする取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。

(b) 監査役及び監査役会 更新

監査役は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、本書提出日現在、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査責任者及び監査法人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

(c) 内部監査室

当社グループは、代表取締役直轄の内部監査室（2名）を設置し、監査役と連携を図り、内部監査を実施しております。また、内部監査計画に基づき、グループ全体の監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門の改善指導・改善状況を確認し、内部監査の実効性の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社を採用しております。この体制により、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監督機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効く体制であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの株主に出席いただくために、株主総会の集中日を避けた日程を設定できるよう努めてまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載する予定であります。	
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 専用ページを開設し、発行者情報、決算情報、各種プレスリリース等を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部門管掌取締役を責任者とし、総務部・経理部を担当部署として IR 活動を行っていく予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、適時開示規程・株式取扱規則を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、お客様、株主、投資家、従業員、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、貴取引所ので定める適時開示規則に準じた、迅速かつ正確な情報開示を行います。あわせて、当社をご理解頂くために有効と思われる情報につきましても、積極的な情報開示に努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜企業統治に関するその他の事項＞

a. 内部統制システムの整備状況

今後、当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行う予定です。また、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」を決議し、事業規模に則した適正な内部統制システムを構築しており、概要は次の通りであります。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役の職務の執行が、法令及び定款ならびに社会規範に適合することを確保するため、取締役会において「リスク・コンプライアンス規程」を制定するとともに、当社グループ内に周知・徹底し、取締役がこれを遵守しております。

当社は、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、リスク・コンプライアンス委員会が年度ごとに規程類の整備や教育・研修等を計画的に実施するよう「リスク・コンプライアンス委員会年間計画書」を作成のうえ、取締役会で報告し、コンプライアンス管理体制の整備を継続的に推進しております。

当社は、当社グループの取締役による法令等の違反を早期に発見し、是正することを目的として内部通報制度を整備し、これを適切に運営しております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令をはじめ「文書管理規程」に基づき、適切な保存および管理を行っております。取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制としております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社グループの事業活動において想定される各種リスクについて、網羅的、体系的な管理を行っております。

当社は、リスク管理を推進するためにリスク管理担当役員を置き、リスク管理担当部署を総務部とし、事業活動における各種リスクの回避、軽減等を講じる体制を強化しております。

当社は、事故等が発生した場合の報告体制及び緊急時対応体制を構築し、適切かつ迅速に対処しております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「中期経営計画」と「年間経営計画」を策定し、それに基づいた各部門運営及び予算管理を行っております。各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、取締役の職務・権限・責任を明確にするほか、これらの規程に則った適正な権限委譲を行っております。

取締役の情報の共有化及び意思決定の迅速化を図るために、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの使用人の職務の執行が、法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するため、取締役会において「リスク・コンプライアンス規程」を制定するとともに、当社グループ内に周知・徹底し、使用人がこれを遵守しております。

当社は、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、リスク・コンプライアンス委員会が年度ごとに規程類の整備や教育・研修等を計画的に実施するよう「リスク・コンプライアンス委員会年間計画書」を作成のうえ、取締役会で報告し、コンプライアンス管理体制の整備を継続的に推進しております。

当社は、当社グループの使用人による法令等の違反を早期に発見し、是正することを目的として内部通報制度を整備し、これを適切に運営しております。

(f) 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの業務の適正を確保するため、情報共有を目的とした会議を定期的で開催するとともに、子会社の業務執行に係る重要事項については、報告または当社の承認を得ることを求め管理を行っております。

当社グループにおけるリスク管理体制を有効に機能させるため、「関係会社管理規程」及び「リスク管理規程」を定め、これらの規程に則った適切な管理を行っております。

子会社における取締役の職務執行状況を把握するため、子会社管理に係る事項を「関係会社管理規程」として定め、この規程に則った子会社の適切な管理及び運営を行っております。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役から監査業務遂行補助のため、使用人の設置等につき求めがあった場合には、その求めに応じ適切な体制を講じております。

(h) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人を置く場合には、当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、その人事評価および異動については、監査役の同意を必要としております。

前号の使用人を置く場合には、当該使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとしております。

(i) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不明の行為または法令・定款に違反する重大な事実を発見した時には、「内部通報制度規程」に則り当該事実を監査役に報告するものとしております。

当社グループの取締役及び使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められた時には、速やかに当該業務執行の内容を報告するものとしております。

当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為を発見した時には、当社監査役のほか、内部通報窓口に報告することができる。総務部は監査役へ内部通報の受付及び対応状況を定期的に報告する。なお、経営に与える影響等を考慮のうえ、必要と判断した時や監査役が求めた場合には、速やかに報告するものとしております。

(j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との定期的な意見交換を行う機会を確保することにより、監査役の監査の実効性の向上に努めております。

内部監査人は、監査役と定期的な情報交換を行うなど緊密な連携を保ち、監査役が監査役監査に関して協力を求める時には、監査役が実効的な監査を行うことができるよう、努めております。

監査役が実効的な監査業務のために必要と判断した場合には、弁護士等専門家の意見を聴取するものとしております。

b. リスク管理体制の整備状況

当社では、内部統制システムの基本方針においてリスク管理の基本方針を定めて、以下の組織体制により、当社グループにおいて想定されるリスクに的確に対応できるよう努めております。

(a) リスク・コンプライアンス委員会

リスク管理に関する重要事項については、リスク・コンプライアンス委員会において審議決定を行っております。なお、リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長、総務部担当取締役を副委員長、各管掌取締役及び各部門長をメンバーとして、原則として四半期ごとに開催しております。

(b) リスク管理担当取締役

総務部担当取締役は、役職員から総務部へ具申されたリスク及び管理全般を推進・統括するとともに全部門に対してリスク管理の強化、推進に必要な改善を指示しております。

(c) リスク管理事務局

総務部は、リスク管理事務局として当社のリスク管理全般に関する事項の検討・立案を行い、重要案件等については、リスク・コンプライアンス委員会に付議または報告しております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

企業集団全体の企業価値の向上を図るべく親会社と子会社間での指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながら企業集団全体としての業務適正化を図っております。また、企業集団内で横断的な会合を開催することで、企業集団内での情報共有や意見交換等を行い、連携を図っております。子会社については、当社の役職員が取締役または監査役として就任し、子会社の業務執行状況を監視できる体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針

1. 当社は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、当社の事業活動に対する社会的信頼を醸成、維持し、当社の事業展開の適正性および健全性確保のために必要不可欠であるにとどまらず、当社の社会的責任を果たす上でも必要かつ重要であることと認識している。

2. 当社は、当社が反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、名目、方法の如何を問わず、一切の契約締結、利益供与を行わず、かつ、反社会的勢力と一切関係しない。

3. 当社は、相手方が反社会的勢力であると判明したときまたは反社会的勢力である疑いがあると判断したときは、外部専門機関と連携し、かつ、組織的に対応し、可及的速やかに相手方との関係を解消するとともに、ただちに是正措置および再発防止策を講じ、必要に応じて、速やかに法的対応

を行う。

4. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断し排除する条項、反社会的勢力ではないことを表明確約する条項の契約書その他の必要書類への導入または表明確約書等これらに準じた書類をもって、反社会的勢力との関係を遮断し排除することに努める。

5. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断し排除を徹底するため、業界その他関係者と強い連携および協力体制を構築し、運用する。

(2) 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況(社内体制・規程等の運用状況・反社チェック)

① 社内体制

社内(管理部門、事業部門等)から依頼を受け、総務部にて反社チェックを行う。

② 規程等の運用状況

規程は2020年9月2日制定、2025年1月1日改訂

規程に基づき社内申請システム(ZAC)にて常時運用している。

③ 反社チェックを行うタイミング・チェック手続き

新規取引(継続取引)や採用時に、該当部署が反社チェックを総務部に依頼。総務部での確認後に取引等を開始。

V. その他

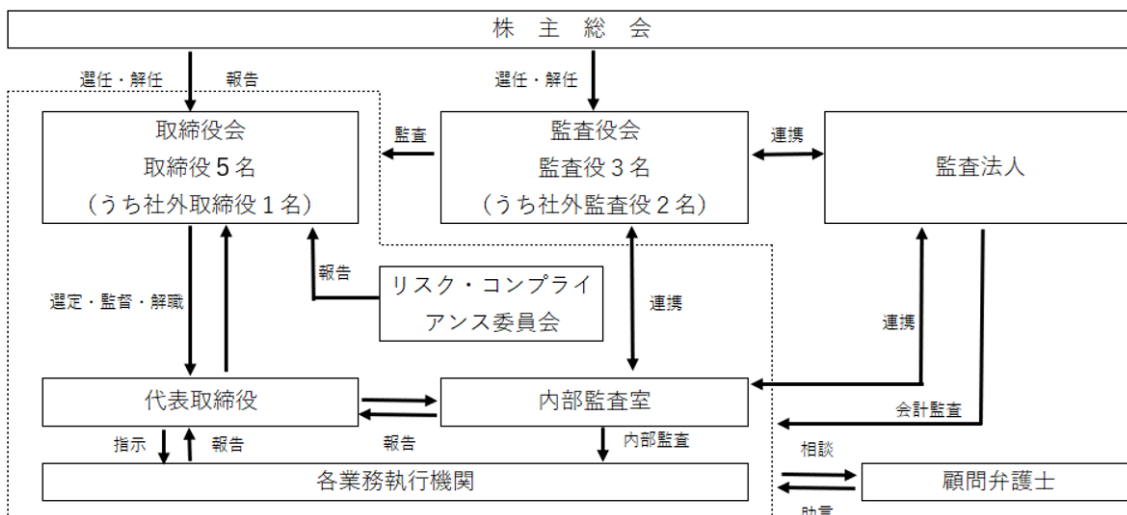
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

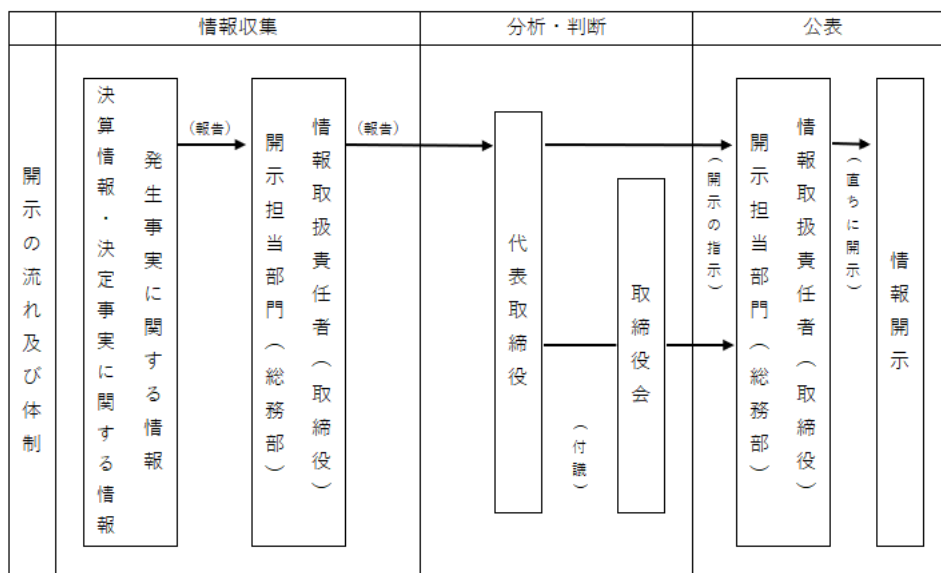
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次のとおりであります。

【コーポレート・ガバナンス体制(模式図)】 更新



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上